

	号外	定価1部2円	3月18日は自治 労春闘統一行動 日。春闘での賃 金・職場環境改善 に向けて県職労に 結集を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2621
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2022年
		岩手県職員労働組合		3月18日

## 2022春闘③ 春闘・3.15公務員連絡会人事院給与局長・職員福祉局長交渉

# 賃金情勢 民間春闘を注視

## 人事院 退職手当見直し 4月下旬以降に見解表明か!?

3月15日、公務員連絡会は、2022春闘ヤマ場の人事院給与局長交渉を行った。コロナ禍で厳しい働き方を強いられる職員に報いる賃金・労働条件改善を求めた。

人事院は、①賃金は「民間企業では収益状況に基づき、定昇やベースアップなどを検討。コロナ禍やウクライナ情勢により経済情勢が不透明感を増す中、経営側の回答を注視」と慎重姿勢を示した。22人勤に向けた作業は「民間給与実態調査の官民比較方法、企業規模(50人以上)は現行どおり」、「例年どおりのスケジュールで進める」(5～6月・民間給与実態調査、8月上旬・人事院勧告)ことを明らかにした。

②退職手当(5年周期に官民比較のうえ見直しの判断がされる。今年は該当年)は、「官民比較の作業中。見解表明は前回(2017年4月19日)と同じ位の時間を要すると見込む」としつつ、内容の言及はされなかった。交渉団から組合との協議を尽くすよう求めた。

③在宅勤務手当は、「民間給与実態調査で民間実態を把握する方向で検討」とした。交渉団から、賃金・諸手当改善をはじめ依然として具体的な改善となる回答とは程遠いことから、春闘期の最終局面となる3月22日人事院総裁交渉での要求に則した回答を強く求めた。公務員連絡会は、最終局面に向けて闘争を強化していくことにしている。

## 着任期間は7日間・新所属と不利益ない調整を

新所属への着任は発令日(4月1日)から1週間とされています。例年、4月1日の着任を強要される事案が生じています。県職労では3月9日人事課長交渉において「早期着任を強要しないよう求める」と訴え、人事課長から「職員の移転の状況を含め、適切に着任日等を決定いただきたい」、「コロナ感染症の状況を踏まえ、所属の状況や職員移転に影響が生じる場合は、新所属と話し合い、所属長の承認を得たうえで、柔軟に対応いただくことも可能」と確認済み。人事異動時の問題点は県職労に一報を。

### 3月中の住居移転は所属長への事前申告を!

人事異動の対象となる方で、発令日(4月1日)前に住居移転を行う場合には、事前に所属長へ申告を。その趣旨は、人事異動との関連を明確にすることにより、住居移転の際に被災した場合等の公務災害認定における公務遂行性を判断するためです(過去に痛ましい事故が発生しています)。

# ＝超過勤務不払い職場点検を＝

サービス  
残業...



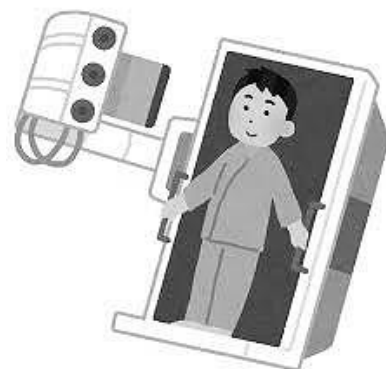
年度末を迎え、今年度も各職場から不払い残業となっている実態が県職労に寄せられている。改めてサービス残業はあってはならないことを3月9日人事課長交渉で追及した。人事課長は「超過勤務の現状等について把握した上で必要な予算を確保。しっかり対応する」との姿勢を引き出している。2021年度も間もなく終了するが、働いた分の超過勤務はしっかり支給（過去の超過勤務分は追給）させる必要がある。

超勤不払いの撲滅と適正支給に向け、各職場で実態点検をお願いします。 不払い実態職場は県職労に一報を。

## 会計年度任用職員「がん検診」実現へ (再度任用で任用1年かつ週19時間以上)

3月16日の職員安全衛生管理委員会において、再度任用となる会計年度任用職員（任用期間1年かつ週概ね19時間以上勤務）を対象に、2022年度から次のとおりがん検診の対象とすることを明らかにした（時期は6月～1月）。

項目	対象者
胃検診 大腸がん検診	40歳以上の職員及び35歳以上40歳未満の職員のうち希望する職員
腹部超音波検診	23、27及び30歳以上の偶数年齢の職員
乳がん検診	30歳以上の偶数年齢の女性職員
子宮がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性職員



加えて、2022年10月から、任用期間が1年かつ週の勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員は地方職員共済組合の短期給付の対象となることに伴い、「人間ドック」・「脳ドック」・「PET-CTがん検診」について、地共済からの費用助成の対象となる予定が示された（助成は10月以降分。詳細は後ほど当局から通知あり）。

がん検診については、会計年度任用職員の意見をもとに県職労から対象とするよう要求してきた経緯があり、県職労の要求に応えた結果となっている。受診に当たって、がん検診は「特別休暇」、人間ドック・脳ドック・PET-CT検診は「職専免」となる予定。

## 県職労総合共済 じちろう共済 住所変更手続きお忘れなく！

人事異動等により住所が変わる場合には、県職労総合共済や『住まいる共済』（火災共済・自然災害共済）の住所・建物（保障対象物件）の変更が必要です。この変更を忘れると、いざという時の手続きや確認作業に時間を要する場合はもとより、保障を受けられないこともあります。詳しくは、最寄りの書記局に問い合わせを。